

岡山市住生活基本計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務委託の名称

岡山市住生活基本計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本市では、平成28年度に策定した「岡山市住生活基本計画」に基づき、望ましい住生活・住環境の実現に取り組んできた。本業務は、住生活基本計画（全国計画）や岡山県住生活基本計画が新たに策定されることに伴い、本市の住生活・住環境を取り巻く状況の変化に対応しうよう、新たな「岡山市住生活基本計画」を策定することを目的とする。

3 業務区域

岡山市全域

4 業務内容

（1）岡山市住生活基本計画の位置づけ、関連計画等の整理

- ①計画を策定する目的、岡山市住生活基本計画の位置づけを整理する。
- ②国、岡山県における関連計画及び本市の「岡山市第七次総合計画」等の上位計画、岡山市都市計画マスタープラン、岡山市公共施設等総合管理計画、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、岡山市国土強靱化地域計画、その他福祉・環境・子育て・市民協働等の関連計画から、国や県、本市における住生活・住環境に関わる施策内容等を整理する。

（2）住宅・住環境及び住生活を取り巻く状況の整理

- ①令和8年3月に閣議決定される予定の住生活基本計画（全国計画）について、主要な見直しの項目や内容を整理するとともに、国や岡山県における近年の住生活関連施策の動向（法改正、条例・制度の新設等）を整理する。
- ②既存の調査結果（岡山市統計、国勢調査、住宅・土地統計調査、住生活総合調査、関連計画等）から、本市の住宅及び住環境等の現状を把握するためのデータを収集、分析し、本市における住生活を取り巻く主要課題を整理する。また、地域別（区等）に集計可能な項目について整理するとともに、これまでの住宅地の開発経緯や今後の見通しを踏まえて、地域別の特性を整理する。
- ③文書等により庁内関係部局へのヒアリングを実施し、住宅・住環境及び住生活に係る現状等について意見聴取し、整理する。

（3）現行の岡山市住生活基本計画の評価

- ①平成29年3月策定（令和4年3月中間見直し）の岡山市住生活基本計画の基本目標や基本施策等について、設定した成果指標等を参考に評価を行い、今後の計画の方向性を整理する。

（4）計画の基本方針（理念・目標）の設定

- ①これまでの整理を踏まえて、岡山市において解決すべき住宅・住環境及び住生活に

関する課題を抽出する。また、これらの課題に対する施策展開の方向について、実現可能性を踏まえて検討する。

②①で整理した施策展開の方向性から、新たな計画の柱となる、住まい・まちづくりの基本方針（基本理念、基本目標等）を設定する。

（５）施策体系と具体的施策の検討

①基本理念・基本目標を実現するための施策体系と具体的施策の検討を行う。その際、時間軸（短期～長期）別に取り組む施策を検討するとともに、各具体的施策の担い手となる主体（行政、民間事業者、地域住民 等）の役割を整理する。

②基本目標の実現に向けて、各目標に対する成果指標の設定について検討を行う。

（６）審議会の実施支援等

①計画策定に向けて、岡山市都市・消防政策審議会を１回（場合により２回）開催し、学識経験者を含む委員の意見を聴取するものとし、その運営の補助として、検討資料の作成と会議出席及び議事録の要約作成を行う。

②パブリックコメントを行うための計画書（素案）等の資料作成などの支援を行い、パブリックコメントの結果を踏まえて計画への反映を検討する。

③議会説明等の実施に際し、資料の作成等を支援する。

５ 履行期間

契約日から令和９年３月１９日（金）まで

６ 業務委託料の支払

- ・前払金の有無 無
- ・部分払の有無 無
- ・業務完了払 業務完了後払

７ 入札者の資格等

（公告文のとおり）

８ 提出書類

受託者は、契約に関するもののほか、次に示す書類を提出するものとする。

- | | |
|--------------|----|
| （１）課税事業者届出書 | １部 |
| （２）業務工程表 | １部 |
| （３）着手届 | １部 |
| （４）主任技術者等通知書 | １部 |
| （５）職務分担表 | １部 |
| （６）委託業務完了届 | １部 |
| （７）その他指示する書類 | １式 |

9 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

10 法令等の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守することものとする。

11 国の動向の把握

受託者は、あらゆる機会を通じ、本業務に関連する法整備等、国の動向の把握に努めるものとする。

12 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、または第三者に漏らしてはならない。また、業務の履行に当たり、市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結するものとする。

13 業務責任者、主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、秩序正しい業務を行わせるため、業務責任者のほか、主任技術者及び相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 主任技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な技術者を配置し、常に密接な連絡をとり、業務に支障のないようにするものとする。

14 打合わせ

- (1) 受託者は、「岡山市住生活基本計画（令和4年3月）」（市HP掲載）を参考とするとともに、市より提供される資料等の内容をよく把握したうえで、市と内容について十分に打ち合わせを行うこと。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合わせを行うものとし、その結果を受託者が記録のうえ速やかに提出することにより、相互に確認するものとする。（対面の打ち合わせは、年5回程度）
【業務着手時、納品時以外の主要な区切り（想定スケジュール）】
 - ・令和8年9月頃（岡山市都市・消防政策審議会実施前） 計画（素案）のまとめ
 - ・令和9年1月頃（岡山市都市・消防政策審議会実施前） 計画（案）のまとめ
- (3) 業務の履行に当たって、受託者は本市と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認するものとする。

15 業務の資料

業務に使用した資料、設定数値及び計算根拠等はすべて明確にし、整理して提出するも

のとする。なお、業務の途中において市が中間報告を求めたときは、直ちに報告を行うものとする。

16 参考資料の貸与

本業務の履行にあたり、本市が提供可能な資料及びデータは貸与又は提供する。その請求は、すべて文書による借用書をもって行うものとする。なお、資料等で本市にて未整理のものについては、受託者にて整理するものとする。

17 参考文献等の明記

業務に文献、その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

18 関係機関との協議・説明

受託者は、関係機関等との協議・説明を必要とするとき又は協議を受けたときは図書・資料を準備し、担当者とともに協議・説明するものとする。また、単独で行った場合には、遅滞なく報告するものとする。

19 納期及び納入場所

(1) 納期

令和9年3月19日(金)

ただし、委託期間中に必要となる計画(素案)、計画(案)のまとめ等審議会資料については、審議会の実施にあわせて実施前に納品すること。また、その他検討に必要な資料等についても協議の上適宜納品すること。

【審議会資料納品予定】

- ・令和8年9月頃(岡山市都市・消防政策審議会実施前) 計画(素案)のまとめ
- ・令和9年1月頃(岡山市都市・消防政策審議会実施前) 計画(案)のまとめ

(2) 納入場所

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市都市整備局住宅・建築部住宅課

20 成果品

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 岡山市住生活基本計画策定支援業務報告書(A4判) | 3部 |
| (2) 同 概要版(A3判もしくはA4判) | 3部 |
| (3) 打合わせ議事録(A4判) | 1部 |
| (4) 収集資料及びその他指示するもの(分析に使用した統計データ等) | 1式 |

21 成果品の仕様及び留意点

- (1) 横書き・カラー図表を用い、わかりやすさに心がけること。
- (2) 文字サイズは10pt程度(図表中等やむを得ない部分はこの限りではない)
- (3) いずれの成果品も書面及び電子データを提出するものとし、電子データはMicrosoft

Office 形式で読み取りが可能なものにして、CD-Rに格納して提出すること。図を文書に貼り付けるなど、上記ソフト以外のものを使用する場合は、予め監督員と協議を行うものとする。

- (4) その他、成果品の作成に当たっての内容及び編集方法については、その都度本市と協議したものとする。
- (5) 市が示した図書の著作権及び成果品の所有権並びに著作権は市に帰属するものとする。
- (6) 成果品に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、受託者が負うこととする。

22 成果品の検査及び帰属

- (1) 受託者は、業務完了時に成果品の検査を受けるものとする。
- (2) 成果品の検査において、修補を指示された箇所は、直ちに修補するものとする。
- (3) 業務完了後、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受託者は直ちに、当該業務の修正を行うものとする。
- (4) 業務完了後の成果品の所有権及び著作権は、本市に帰属するものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。